

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の概要

I 背景

極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資することが求められている。

II 条例制定の必要性

(1) 自転車の活用を推進していく必要がある

○ 自転車の活用に関する動きやニーズ

- ・ 自転車活用推進法の施行(H29.5)及び広島県自転車活用推進計画の策定(H31.3)
- ・ しまなみ海道サイクリングロードのナショナルサイクルルート指定(R1.11)など、サイクルツーリズムのさらなる推進
- ・ CO2を排出しない乗り物による環境負荷の低減(SDGs)
- ・ 近年の災害の頻発化を踏まえた災害発生時における交通機能維持の必要性
- ・ 感染症拡大に対応した新しい生活様式の拡大

(2) 自転車の安全で適正な利用を促進していく必要がある

○ 自転車の関係する交通事故防止をさらに推進

- ・ 自転車関係事故は減少しているが、令和2年の自転車関係事故は975件発生
- ・ 令和2年の人身交通事故に占める自転車関係事故の割合は20.4%と、過去10年で最高
- 自転車利用者の安全で適正な利用に対する意識向上
 - ・ 点検整備をしているという回答は54.5%
 - ・ ヘルメットを着用しているという回答は12.3%

(3) 損害賠償保険等への加入義務付けを行う必要がある

- 被害者の経済的救済及び加害者の賠償責任の補償
- ・ 自転車の悪質な運転や自転車事故に伴う高額賠償請求事件が社会問題化
- ・ 損害賠償保険の加入率：全国平均59.5%(R2)に比べ広島県51.2%(R2)と低い
- ・ 国が都道府県等に条例等による損害賠償保険等への加入義務付けを要請し、標準条例を作成し都道府県に周知(H31.2)
- ・ 条例の制定状況：39都道府県が制定(R4.4.1現在)

(1)(2)(3)を踏まえ、各主体の役割等を明確にし、総合的に取組を実施する必要がある

条例による自転車損害賠償保険等への加入促進の動き
他県の条例の制定状況(R4.4.1現在)



III 条例の概要

総則

目的 (1条)
この条例は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図り、もって県民が安心して暮らし、活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定義 (2条)
自転車、自転車損害賠償保険等、県民等、自転車利用者、保護者、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、学校、交通安全団体

基本理念 (3条)
・ 自転車の活用の推進は、安全で快適な自転車利用環境の創出が、豊かな県民生活の実現や活力ある地域づくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。
・ 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

県の責務 (4条)
・ 基本理念にのっとり自転車活用推進に関する総合的な施策を策定、実施
・ 県民等及び事業者の関心及び理解を深めるよう必要な広報及び啓発
・ 県民等及び事業者が実施する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置
・ 学校の長及び交通安全団体等が実施する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置

自転車利用者の責務 (5条)
・ 車両の運転者等としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用
・ 安全で適正な利用のために必要な知識及び技能の習得

県民の役割 (6条)
・ 基本理念について理解、それぞれの立場において自転車の活用の推進、安全で適正な利用の促進

事業者の役割 (7条)
・ 基本理念について理解、自転車の活用の推進、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進
・ 他の事業者が自転車を利用することを前提とした業務の委託をし、媒介をし、又は取次ぎをする等の場合には、当該他の事業者に対し、その業務において自転車の安全で適正な利用を求める
・ 国、県及び市町が実施する施策に協力

市町との連携 (8条)
・ 県は、市町との連携に努める
・ 県は、市町が施策を実施するときは、必要と認める協力を行う

自転車の活用の推進に関する基本的施策

道路交通環境の整備 (9条)
県 自転車を安全で快適に利用できる道路交通環境の整備のために必要な措置

自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策

自転車交通安全教育等 (10条)

県	県民等への教育及び情報提供
事業者	自転車通勤者等に対し、教育及び情報提供
自転車小売業者・自転車貸付事業者	自転車購入者又は借受人に対し、情報提供
学校の長	児童、生徒及び学生に対し、教育及び情報提供
保護者	監護する未成年者に対し、教育

自転車の点検整備 (11条)

自転車利用者	その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、点検及び整備
その事業において自転車を利用する事業者	
自転車貸付事業者	監護する未成年が利用する自転車について、点検及び整備
保護者	

幼児のヘルメット及びシートベルトの着用 (12条)
自転車利用者 幼児を幼児用座席に乗車させるときは、幼児に乗車用ヘルメット及びシートベルトを着用させる

自転車損害賠償保険等への加入に関する基本的施策

自転車損害賠償保険等への加入 (13条)

自転車利用者	自転車の利用に係る保険加入
事業者	事業における自転車の利用に係る保険加入
自転車貸付事業者	貸し付ける自転車の利用に係る保険加入
保護者	監護する未成年の自転車に係る保険加入

自転車損害賠償保険等への加入の確認等 (14条)

自転車小売業者	販売時の加入確認及び情報提供
事業者	自転車通勤者等への加入確認及び情報提供
自転車貸付事業者	貸し付ける自転車の利用に係る保険の内容の情報提供

自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等 (15条)

県	市町、交通安全団体、保護者その他の関係団体と連携した情報提供その他必要な措置
学校の長	自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者への情報提供